

報告事項イ

高等教育の修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度について、別紙のとおり報告します。

令和元年6月25日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

# 高等教育の修学支援新制度について

令和元年6月25日  
人権教育課

## 1 制度の趣旨

「大学等における修学の支援に関する法律」が令和元年5月17日に公布され、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することとされた。

## 2 制度のポイント

- 修学支援の内容：**①授業料及び入学金の減免制度の創設。**  
**②独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の支給の拡充。**
- 支援対象となる学校種：要件認定を受けた**大学・短期大学・高等専門学校・専門学校**が対象。
- 支援対象となる学生：**住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生。**
- 実施時期：**令和2年4月1日**を予定。  
(施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じて見直しを行う。)
- その他：少子化に対処するための施策として、消費税引上げによる財源を活用。

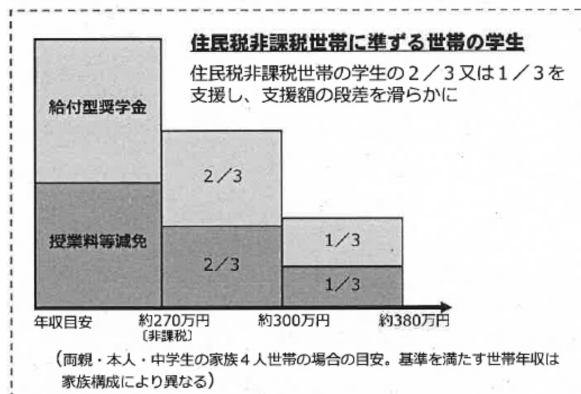
## 3 制度の概要

**授業料等減免**

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出  
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※現行は各大学が独自に実施⇒新たな法律に基づき実施



**給付型奨学金**

○日本学生支援機構が各学生に支給  
○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置  
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

(支給額月額)

現行：2万円から4万円

新制度：2.9万円～7.6万円(非課税世帯の場合)に大幅拡充

[高等専門学校は1.8万円～4.3万円]

現行：住民税非課税世帯

新制度：住民税非課税世帯に加え、準ずる世帯(非課税

世帯の2/3または1/3の額を支給)

支援対象の要件	○進学前の成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲等を確認 ⇒高校2年次（申込時）までの評定平均値が、 3.5以上 … 進路指導等において学習意欲を見る。 3.5未満 … レポート又は面談により学習意欲を確認する。 なお、大学等への進学後の学習状況に厳しい要件を設定。 ⇒在学する大学等における学業成績について、GPA（平成成績）等が上位1/2以上 等
大学等の要件	（国又は自治体による要件認定を受けた大学等が対象） ○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等 ○経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外
推薦について	○高校等ごとの推薦枠（人数上限）なし ○高校等において推薦基準の策定は不要
経済要件の確認	○所得は日本学生支援機構において確認 ○資産の確認は自己申告による（通帳の写しの提出は不要）
申込方法	○予約採用・在学採用を実施（進学後の申請も可能）

#### 4 所得基準にかかる試算

日本学生支援機構が提供する「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができる。

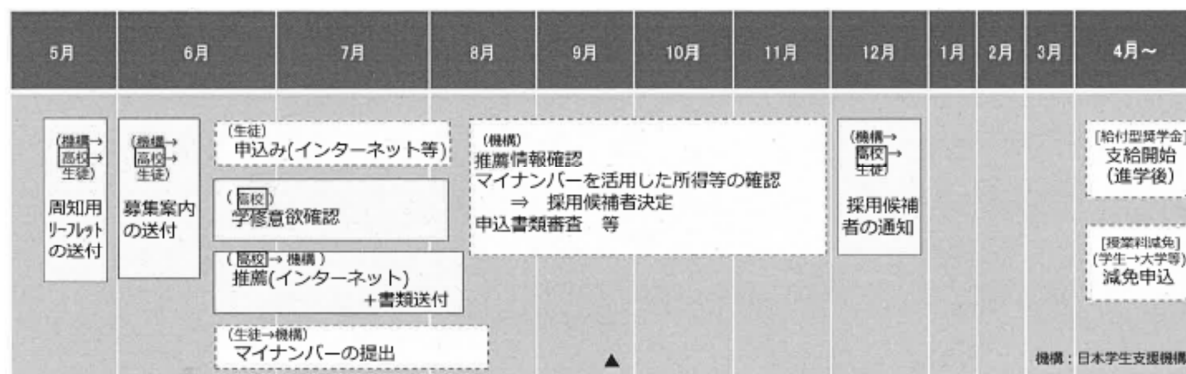
#### 5 保護者等への周知

日本学生支援機構が作成したリーフレットを活用し高等学校等を通して保護者へ配布するとともに、福祉保健部局と連携し低所得者世帯への周知を図る。

#### 6 奨学金説明会の開催

高等学校及び特別支援学校等の奨学金担当の教職員を対象に、6月17日（月）に説明会を開催し、新制度の概要及び手続きについて日本学生支援機構から説明を行った。

#### 7 今後のスケジュール



- ・ 6月17日～ インターネットによる申込開催（生徒→機構）
- ・ 8月9日 推薦期限（高校→機構）
- ・ 12月 選考結果通知（機構→高校→生徒）